

午後 2時05分 開 会

○委員長（小松栄治） 皆様、本日は大変ご多用のところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまから、教育福祉常任委員会を開会いたします。なお、26番高橋敏英委員から欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

今時定例会にて当委員会に付託された事件につきましては、別紙日程表のとおり審査いたしますので、よろしく願いいたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言はマイクにスイッチを入れてからお願いいたしたいと存じます。

審査に入ります前に、吉川教育長よりご挨拶をお願いします。

○教育長（吉川正一） 先ほどまでの雪の中の四ツ屋公民館の視察、大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

さて、今年も、9月から11月にかけては、文化・芸術の秋として、様々なイベントが開催され、各地域でにぎやかさを見せました。特に、10月の「大曲の花火 秋の章」に、今年もふるさと教育の一環として、市内の小学校4・5年生の児童・保護者を無料招待し、約800名の方々が花火の素晴らしさを体感されました。

また、2回目となります大仙市音楽祭が11月10日と11日の2日間にわたり、今回は山形交響楽団をお招きして開催いたしました。昨年よりも市民の音楽団体や愛好者を前面に出しました企画で行いました。観客数の増が課題ではございますが、内容は素晴らしいものであると感じておりますので、集客の工夫を図るとともに、市民のクラシック音楽への関心をさらに高めるものとなるよう努めてまいります。

学校関係では、今年も18都道府県とタイから教育視察の方々が訪れ、本市の授業方法ばかりでなく、その底に流れる心を耕す総合的な教育活動の必要性を感じ取っていただけたようであります。

また、「ふるさと博士」ですが、11月末現在で、初級で2千910名、中級で702名、上級で75名、そして、名誉博士が10名出ております。

またこれの英語版である「グローバルジュニアマイスター」で、ブロンズ219名、シルバー40名、ゴールド14名、そして最高のマイスターに4名の児童生徒が獲得しております。

さらに、部活動関係の秋田県中学校新人大会において、サッカーで大曲中学校が、バドミントンの男子で大曲中、女子は平和中学校が優勝したほか、女子バレーボールで仙北中学校、女子バスケットボールで大曲中がそれぞれ優勝しております。そして、滋賀県で開催される全国中学校駅伝大会に大曲中男子チームが出場します。また、花館小、大曲中、協和中と太田中の合同チームが12月15日に開催されますマーチング全国大会に出場いたします。特に中学校の全国大会出場の東北枠は2でございまして、その全てを大仙市の中学校が占めております。

さて、本日の常任委員会での教育委員会関係としまして、南外体育館やふれあい体育館等の指定管理者の指定、小学校のエアコン設置、大曲中学校プール改築における設計変更による補正予算、児童生徒の部活動等の各種大会への参加補助金の補正などの議案についてご審議いただきます。

よろしくご審査くださるようお願い申し上げます。以上であります。

○委員長（小松栄治） はい。ありがとうございました。

それでは審査に入ります。議案第144号「大仙市南外体育館等の指定管理者の指定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。伊藤生涯学習部次長兼スポーツ振興課長。

○生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（伊藤優俊） それでは、資料No. 1 議案書の39ページと別添参考資料、指定管理者候補団体の申請書類12ページから21ページを併せてご覧願います。

議案第144号大仙市南外体育館等の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

平成30年度で指定管理期間が満了となります「大仙市南外体育館」を含む4施設の指定管理期間更新にあたり、指定管理者を公募したところ、この5年間管理を受託しておりました「厚生ビル管理株式会社」の1社から応募があり、去る10月3日開催の選定委員会において、同社が選定されましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものであります。なお、「厚生ビル管理株式会社」の選定に至っては、過去5年間の同施設における管理実績から、選定基準5項目の中で、公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあるという点が一番評価されております。同社は南外ふるさと館も指定管理者となっており、一括管理を行うことによって人的経費を

節減し、最終的には市の財政軽減に繋がるものと期待するところであります。

また、「厚生ビル管理株式会社」は、秋田市保戸野に本社を構えておりますが、会社の概要や管理運営方針などにつきましては、参考資料をご参照いただきたいと思います。指定期間は、2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間となります。

以上、ご説明いたしました。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（小松栄治） はい。ありがとうございました。説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

ありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。

討論ありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） 討論なしと認め、これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決するべきと決しました。

次に、議案第145号「大仙市ふれあい体育館等の指定管理者の指定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。伊藤生涯学習部次長兼スポーツ振興課長。

○生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（伊藤優俊） それでは、資料は40ページと別添参考資料、指定管理者候補団体の申請書類22ページから34ページを併せてご覧願います。

議案第145号 大仙市ふれあい体育館等の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

こちら、平成30年度で指定管理期間が満了となります「ふれあい体育館」を含む仙北地域6施設の指定管理期間更新にあたり、指定管理者を公募したところ、この5年間管理を受託しておりました「株式会社オーエンス」1社から応募があり、去る

10月3日開催の選定委員会において、同社が選定されましたので、地方自治法の規定により議会の議決をお願いするものであります。

なお、「株式会社オーエンス」の選定に至っては、過去5年間の同施設における管理実績から、選定基準5項目の中で、利用者の平等利用とサービスの向上、公の施設の効用を最大限に発揮できそうな点が一番評価されております。

同社は西仙北地域のスポーツ施設も指定管理者となっており、両地域の連携した管理運営をすることによって、よりいっそう効率の良いサービスを提供できるものと期待するところであります。

また、「株式会社オーエンス」は、東京都に本社を構えておりますが、本施設の管理には秋田市中通りにあります秋田支店があたることとなります。会社概要等につきましては、前の議案同様に参考資料をご参照いただきたいと思います。

指定期間は、2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間となります。

以上、ご説明いたしました。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（小松栄治） はい。ありがとうございます。説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方、ありませんか。

○委員（大山利吉） 課長、これ、ちょっと教えてもらいたいんだども、20点×6人ってば、どういうことでやるんだや？

○生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（伊藤優俊） 1項目1人20点満点を付けられます。かける（×）選定委員が6人ということで、合計、1項目120点満点で5項目で600点満点。最低ラインが6割の360点以上なければいけません。

○委員（大山利吉） ちなみに、この6人ってば、どういう種類の人方だもんだげ？

○生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（伊藤優俊） 秋田銀行のチーフコンサルタント、それから大曲商工会議所専務理事、それから秋田銀行執行役員大曲支店長、それから東北税理士会大曲支部長、それから株式会社建匠取締役さん、それから秋田県建築士会女性委員会の委員、それから市の総務部長の以上6人です。

○委員（大山利吉） これはすると、あくまでもオーエンスから上がってきた書類をただ見て審査するだけ？現場で確認する？

○生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（伊藤優俊） 書類が上がってきて事前に書類の審査をやっていただき、10月3日の選定員会ではプレゼンテーションを行っていたいております。で、その後、選定という形になります。

○委員（大山利吉） これやっぱり、南外とふれ体だば、結構点数の差あるもんだものな。

○生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（伊藤優俊） 管理の内容も若干違ってきますので。

○委員（大山利吉） ああそうか。

○生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（伊藤優俊） 同じ内容ではないので。

○委員（大山利吉） 南外は、築何年頃のやじよ？体育館。

○生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（伊藤優俊） 平成5年です。

○委員（大山利吉） ふれ体は17年だっけか。6人には市役所からは入ってねっけか。

○生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（伊藤優俊） 総務部長が入ってます。ふれ体は平成21年だそうです。

○委員（大山利吉） はい。分かりました。

○委員長（小松栄治） 他にありませんか。小笠原さん。

○委員（小笠原昌作） この選定の時に、利用者、地域住民の利用者の声など、何も反映されないもんですか？

○委員長（小松栄治） はい。次長。

○生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（伊藤優俊） 利用者は、直接選定委員会には入っておりません。ただ、事前に毎年指定管理者がアンケートを実施して、その内容などを報告しております。よろしいですか。

○委員長（小松栄治） はい。他にありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（小松栄治） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決するべきと決しました。

次に、議案第147号「平成30年度大仙市一般会計補正予算（第6号）」のうち、教育委員会所管分の予算について議題といたします。

当局の説明を求めます。はじめに、田口教育総務課長。

○教育総務課長（田口広龍） それでは、議案第147号「平成30年度大仙市一般会計補正予算（第6号）」のうち、教育総務課所管分について説明いたします。

資料ナンバー3-1の「主な事業の説明書」を御覧ください。事業名は、「校舎等維持補修及び施設整備費」であります。

補正額755万3千円で、補正後の額は1億1千140万9千円となります。

市では、児童の熱中症対策として、まず、小学校の普通教室にエアコンを整備する方針です。今般、小学校21校のうち、9校のエアコン設置工事に関する実施設計755万3千円の補正をお願いするものであります。財源内訳は市債が750万円、残り5万3千円が一般財源であります。

「4のアクト」の欄を御覧願います。1年で21校全ての普通教室を一斉に整備したいところではありますが、市内の業者数や業界の意見などを踏まえ、物理的に困難であると認められることから、2か年に分けて整備することとし、初年度として記載の9校分の工事に関する実施設計費を計上したところであります。

この9校を優先した理由についてです。全ての学校について、臨時国会で成立した「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金制度」を活用して整備したいところではありますが、この制度が国の30年度第1次補正予算、今回限りであるため、できる限りこの交付金を使って整備した方が財政的に有利なことから、まずは、普通教室数が多く工事費が高額となる学校、7校を優先したところであります。また、地域バランスも考慮して南外小学校のほか、太田地域においては、同地域内で最も児童数、普通教室数が多い太田南小学校を整備することとしております。

今後の予定ですが、3月補正予算に関連工事費を計上し、来年度に繰り越した上で施工したいと考えております。

残りの12校については、他の起債制度を活用して再来年度に整備する方針です。

中学校については、現在、重点施策として取り組んでいる学校トイレの洋式化の進

捗状況等を考え合わせるとともに、従来の学校施設環境改善交付金事業にも空調設備の補助メニューがあることから、今後の国の採択方針や市の財政状況を踏まえ、検討してまいります。

以上、教育総務課所管分について、説明を終わります。よろしく御審議の程、お願い申し上げます。

○委員長（小松栄治） はい、ありがとうございました。説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方、お願いいたします。

はい。大山さん。

○委員（大山利吉） 一般質問でもこの件、何人かの議員から出ておるんだけど、この空調設備設計が終わって発注する段階、我々素人は電気屋だもんだがなって思うども、どういう職種に、これ、発注なるもんだしかな？

○委員長（小松栄治） はい、総務課長。

○教育総務課長（田口広龍） 給排水暖冷房衛生設備工事業者ということになります。

給排水の業者ということになります。

○委員（大山利吉） 電気屋でねんだ。

○教育総務課長（田口広龍） はい。

○委員（大山利吉） はいはい。分かりました。

○委員長（小松栄治） はい。高橋さん。

○委員（高橋幸晴） 今、公共建物で一番早く傷みがくるのが、いわゆる施設設備関係が一番早く傷みがきているようです。それはやっぱり、しっかりしたメーカー品を使うか、あるいは予算的に窮屈で下のランクを使うか、その辺の見積もりが、だいぶ影響があるかと思えます。長く使わなければいけないところはそれなりのしっかりした品物を購入するといったことが大事ではないかと思うんですけども、今回の設備の見積もりは、どういう、いわゆる、いいランクの見積もりをやられているのか？任せっきりだしかな？それは。

○教育総務課長（田口広龍） 基本的には設計屋さんにお任せすることになりますけれども、ビル用エアコンということで、それなりの設備がつくものと考えているところですよ。

○委員（高橋幸晴） それはせば、間違わないように一つ。

○委員長（小松栄治） 他にありませんかな？はい。大山さん。

- 委員（大山利吉） これ、吉川教育長の答弁にもあったんですけども、統合する小学校、これ設計終わって設置する頃に、いずれ、豊岡とか豊川は統合するという見通し。教育長の答弁を聞いていると、そのような見通しのようだけれども、それでもこれやっぱり設置するもんですか？
- 委員長（小松栄治） はい。教育長。
- 教育長（吉川正一） まず基本的に全部の小学校に配置する計画でございます。それで今、統合問題があるわけなんですけど、小学校はまだ保護者からの意見では中仙地区1校にすればいいのか、それとも、たとえば中仙小と清水小、豊川と豊岡小と、いわゆるまた2つにするか、まだいろいろ分かれております。これが、たとえば1校になったとしても、場所をどこにするかとかですね、少なくとも早くも5、6年は完全にかかるんじゃないかなあと。中学校は比較的ですね、今の校舎、中仙中学校等を使えるんじゃないかなあと思っておりますが、小学校はかなり時間がかかるので、最短でも5年。少なくとも5年はかかる。多分、それ以上かかると思います。したがって、まず、冷房はきちんと備えてあった方がいいだろうということでもあります。
- 委員長（小松栄治） はい。大山さん。
- 委員長（大山利吉） 教育長。へりくつ言うわけではないけどもよ、設置が、これ予定でいけば32年以降でしょ。設置したいという考えで32年以降。で、まず5年か6年後は統合でしょとなれば、中身、まず3年か4年しか使われねってことになる。で、このクーラーってのは寿命なんぼあるもんだが？っていう点。その見解と、統合1校に小学校がなった場合、3つの校舎が廃校なるわけだけれども、すべてせばその時点でクーラーがしづがってるということの解釈で。そして廃校になった場合は3年か3年半使ったものが、あど、子ども方のためには使われぬものだということの解釈。それから私たち18日から廃校を利用した観光施設と図書館、水族館を視察に行くわけなんですけれども、廃校なろうとしている学校の使い道、これも住民の声を聞いてからっていうご答弁になるんでしょうかね。そこら辺、3つ4つ、質問の仕方、悪いんだけども教えてもらえればありがたいんですけども。
- 委員長（小松栄治） はい。総務課長。
- 教育総務課長（田口広龍） 耐用年数については、10年ということになっております。
- 教育長（吉川正一） 委員長。

○委員長（小松栄治） はい。教育長。

○教育長（吉川正一） 統合なった場合、廃校なった学校があるわけなんですけど、いずれこれ、今月中に、第1回目の検討委員会があるので、その辺も検討項目のひとつとなつていきたいと思います。その時点でやっぱり地域の方から、こういった使い方をしてもらいたいといったことですかいろいろ要望があろうかと思っています。そういったものも踏まえて、あとは企業等ですね、使いたいといった話も検討しながらですね、進めてまいりたいなあと考えております。いずれ小学校の方は結構時間がかかるという関係上ですね、それまでその小学校にクーラーがないといったことは不公平ですので、なんとかこの小学校にも配置して下さるようお願いしたいなあと考えております。

○委員長（小松栄治） 教育長さん。私から、もしっていうことでしょ、2、3年で統合するんだけど、どちらかの学校がねぐなるんだべしどもよ、3つのうちの小学校、前に大曲小学校、双葉小学校からクーラーよ、図書館室さ持ってきたことがあるんだな。そういう利用方法もあるんだ。ほんとにわずかな設置料と取り外し料で出来た経緯があるもんだしよ。双葉小学校、あのおり今は公文書館になったどもしよ、まず、いろんな使い道があるので、もし伴ってやってみてなし。そのあたりも検討してもらえればなと思いますので。はい。教育長。

○教育長（吉川正一） いずれ、あの、今ですね、いろんな形のエアコンも、電気以外のガスでもやるといったものも総合的に判断する。今お話あったように、使えるものは使いたいんですが、ただ非常に、これまでは一つの特別教室だとか職員室だけだとか限定的な狭い場所だったので、そんなに大きい工事ではなかったのですが、今度、普通教室全部ということですので、なかなかですね、それをうまく再度活用できるかっていうのは、今すぐ返答はできませんが、そういったことも含めてですね、利活用できるところは利活用してまいりたいなと考えております。

○委員長（小松栄治） どうかひとつ、限定の教室の取り付けのようなので、他の理科室とかいろんな所あるしな、といったところに今みたいな形で、そっちの方さも取り付け可能であれば利用して、その他必要な施設があればそっちの方にも利用してもらえればなと、こうゆうことであつたんし。

○教育長（吉川正一） 了解しました。

○委員長（小松栄治） ほかに質疑はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、築地教育指導部次長兼教育指導課長。

○教育指導部次長兼教育指導課長（築地高） 教育指導課所管分について説明いたします。

大仙市補正予算書では資料№3の15ページにありますが、説明は資料№3-1事業説明書を使って説明させていただきます。7ページをご覧ください。

12月議会で補正をお願いしております事業は、10款2項2目第60事業及び10款3項2目 第60事業教育振興費補助金（小・中学校）分であります。

本事業は、学校教育活動の一環といたしまして、対外的な部活動の大会や各種コンクール、研究発表会等に参加する場合に、経費の全部または一部を補助し、安全な移動手段の確保や、保護者の負担軽減を図ることを目的としております。

昨年度から、補助金の補助率を引き上げて、事業の拡充を図っているところです。

補正理由といたしましては、昨年度の予算を元に増加分を見込んで予算を計上しておりましたが、協和中学校女子バレーボール部が島根県で開催される全国大会に出場するなど支出見込額が当初見込みを上回ることとなったため、補正をお願いするものであります。

今後の主な大会では、小学校が花館小学校マーチングバンドの全国大会、中学校は大曲中学校及び太田中学校・協和中学校合同のマーチングバンドの全国大会、大曲中学校の全国中学校駅伝大会、大仙市内の中学生13名が選出されて所属する大曲仙北クラブが出場する全日本少年春季軟式野球大会が3月末に静岡であります。そちらに出場する予定であります。

以上ご説明申し上げましたが、ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小松栄治） はい、ありがとうございました。説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方、お願いいたします。ありませんか。

○委員（大山利吉） 築地さん、野球よ。選抜。秋田県で1チームで大仙市から12名だっけか？今、そうゆうことだども、これすごいんだけども、不調法だけどもこれ仙北中いるもんだげ？その12名の中で。

○教育指導部次長兼教育指導課長（築地高） 選手は大曲仙北クラブでは全部で16名おります。そのうちの13名が大仙市内で、中学校名を申しますと、太田中、それから平和中から2名、南外中、協和中、あ、太田中も2名でした。それから大曲西中、あ、すみません、順番がばらばらで人数を間違えてしまいました。

中学校名、もう一度言います。関係する中学校の名前を言います。太田中、平和中、

南外中、協和中、大曲西中、仙北中。仙北中からは2名おります。以上が大仙市関係です。

○委員長（小松栄治） はい。ありがとうございました。大山さん、いいんしか？

○委員（大山利吉） これ、選ぶ人は誰だか分からないけども、各中学校から1人ずつ選ぶかっていった感じだもんだが？それとも、これやっぱり技術的に優れてるってば、同じ学校から3名でも2名でもっていう、何か基準ってものがあるもんですか？
まず1校から1人ずつ選ぶでって感じだもんだしか？

先生担当でねもんな。ごめんな。

○教育長（吉川正一） 彼はバレーが専門なもので。バレーも同じだと思いますが、大曲仙北には野球部の専門部があります。この専門部は各野球部の監督さん達であります。この監督さん方が全員で決めます。だから、みんな平等に1人ずつとかそういうことではございません。投手だったらこの3人だろうなっていうことで選んでいきます。

○委員（大山利吉） はい。分かりました。

○委員長（小松栄治） はい。ありがとうございました。他にご質疑ありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、伊藤生涯学習部次長兼スポーツ振興課長。

○生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（伊藤優俊） それでは、議案第147号「平成30年度大仙市一般会計補正予算（第6号）」のスポーツ振興課所管分について、ご説明いたします。

資料No. 3 大仙市補正予算書の4ページをご覧ください。第2表の下から3段目と2段目になりますが、これは、先ほど議案第144号と145号でご説明申し上げました、大仙市南外地域と仙北地域の両地域の指定管理に係る債務負担行為の補正をお願いするものであります。指定期間を平成31年度から平成35年度までの5年間とし、指定管理料の限度額を、南外地域は5千153万2千円、仙北地域は6千231万4千円に、それぞれ限度額を定めるものであります。財源は、全て一般財源となっております。

以上 ご説明いたしました。ご審議のうえ、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（小松栄治） はい、ありがとうございました。説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方、お願いいたします。ありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） ないようですので質疑を終結いたします。なお、討論及び採択につきましては、健康福祉部の審査終了後、一括して行います。

次に、議案第148号「平成30年度大仙市一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。田口教育総務課長。

○教育総務課長（田口広龍） それでは、議案第148号「平成30年度大仙市一般会計補正予算（第7号）」について、説明いたします。

まず、概要についてであります。8月から大曲中学校水泳プールの改築工事に入っておりましたが、プール底地の地盤を強化するための改良工事を行っていたところ、地下3メートルから7メートルの間の地層から広範囲にわたり多量の木片が出てきて、必要な強度の地盤を作れないことが判明し、プール完成後、地盤沈下によりプールが傾くおそれが出てきたものであります。適正に地盤強化するため、設計の一部を変更し施工する必要があることから、これに伴う工事費及び委託料に関する予算の増額、併せて継続費の年度割りの変更をお願いするものであります。

A3横の「大曲中学校水泳プール改築工事の設計変更について」という資料を御覧ください。現場の状況についてであります。

始めに、地質調査についてです。資料1ページの地質調査配置図を御覧ください。ページ番号は右下隅に付けております。右半分のカラーの部分になります。地質調査のデータの基となった地点は上の二つの赤の地点です。下の三つの赤点は、平成19年度に体育館を建てる際に調査した箇所です。また、一番上の赤点は昨年、プール建設のために調査した箇所になります。

地質調査の箇所数を上の1か所とした理由についてであります。当該現場におきましては、平成19年度に、大曲中学校体育館建設工事に当たり、敷地内で実施した3か所の地質調査報告書から、支持地盤、地層など地層構成などの概略を推定することが可能であること。また、旧水泳プールは解体前で調査ができないこと、及び旧体育館跡地には地盤沈下等の兆候が見られないことなどから、体育館でのボーリング調査箇所のうち、水泳プール改築予定地に最も近い箇所の調査結果と、新たに実施するボーリング調査1か所の計2か所の調査結果によりプール施設の基礎を検討できると

判断したものであります。

次に、一番上の赤点の位置を決定した理由についてであります。実施設計業務を委託している設計業者と協議したところ、体育館調査箇所3か所のうち、当該プール施設に一番近いナンバー3の地点と、横断がとれる位置が調査上、有効なことから設計事務所の提案に対し、市が承諾したものであります。

資料の2ページをお願いします。

2点間による地質想定断面図であります。

当該プール施設の設計に当たりましては、まず、当該施設の荷重に対して、コンクリートの、べた基礎による直接基礎が可能かどうかについて検討しております。

地下約8メートルまでの間に青で表示している粘土層が確認されておりますが、検討した結果、この地盤は当該施設荷重に耐えることができない地層であると判定されたため、硬く地耐力が望める茶色の表示、地盤面から9メートルの砂礫層を支持層として、上の荷重をこの地盤で支える設計としたものであります。

3ページを御覧願います。地下3メートルから7メートルの間の地層から出てきた、炭と化した木片の写真になります。念のため文化財保護課に埋蔵文化財でないか確認したところ、そうしたものでなく、大昔に丸子川が氾濫した際に堆積した流木と思われるということでありました。

次に、地盤改良工事の施工方法について説明いたします。

4ページを御覧ください。全体の平面図になります。次に5ページを御覧ください。4ページの下に5ページの図面が重なるイメージで御覧いただきたいと思っております。この小さい白丸、黒丸が、プールの底地で作製する「改良コラム」と呼ばれる土とセメントを混ぜたコンクリート柱になります。黒丸の部分がプール槽の下、その周りの白丸がプールサイドの下、左側の縦長の長方形に配置された白丸の部分が機械室棟の下になります。全部で208本になります。6ページを御覧ください。断面図になります。先ほどの白丸、黒丸がこの図で一番下の「改良コラム」になります。直径1.1メートル、長さが9メートルの円筒状のものになります。7ページに写真を載せております。固い地盤であれば、「改良コラム」などの地盤改良は必要ないわけですが、この土地は軟弱だったことから、このような地盤改良が必要だったものであります。

8ページを御覧ください。「改良コラム」の作製方法を示した図になります。図にありますようにドリル状の機械で穴を掘り、土を攪拌しながら同時にセメント、図で

はスラリーとなっておりますがセメントと御理解ください。これを注入し、2往復して「改良コラム」を作製します。これを、現地に208本打って地盤全体を強化する予定でした。ところが、「改良コラム」の原料となる穴の土に木片などの異物が多量に混ざっていると、予定していた強度の「改良コラム」ができないことから、全体として地盤も強化することができず、完成後にプールが地盤沈下により傾くなどのおそれが出てきたものであります。

9ページは「試掘調査図」になります。右上の凡例にありますように、木片の発見場所を示す赤や黄色の点が広範囲にわたり分布しているのが、お分かりになるかと思えます。

10ページは、「柱状改良工事フロー」になります。工事フローの左側の「施工前の品質管理」から右側の「施工後の品質管理」への流れを表しております。

改良コラムは前述しましたように、現地の土とセメントを混ぜて作るわけですが、施工マニュアルに基づき、改良コラムを作る前に現地の土が適正かサンプルの土をとって調査する必要があります。5ページを御覧ください。8月30日、中央やや左側104番付近の土を採取し、その結果、問題がなかったことから、9月19日、5ページの右下16番から順に作っていきました。

サンプル土の採取を104番付近にした理由についてであります。プール槽とプールサイドでの改良コラムの設計基準強度が異なるため、双方の土の特性を調査する必要があることから、プール槽とプールサイドの境界から土を採取する必要がありました。

プール槽とプールサイドの境界は四方にあります。プールサイドが広く、更衣室やトイレ等を建設する左側の位置が望ましい旨、委託している工事監理者及び工事請負者からの提案を受け、市が承諾し、104番付近での土の採取としたものであります。

なお、この採取箇所数であります。今回採用した「柱状改良工法」の施工マニュアルから、面積が500平方メートルから2千平方メートルごとに1か所採取すれば良いことになっており、当該施設面積が約1千460平方メートルであること、また、既に調査済の4か所の地質調査結果により、土質が確認されていることから、104番付近の1か所を調査したものであります。

次に、作製した改良コラムが計算どおりの強度を持っているか、施工マニュアルに

基づき、4週間後の強度を調べる必要がありました。16番を選定した理由ですが、4週間後の強度試験結果が最も早く得ることができ、品質管理の面からも有利だったためであります。コアが固まって抜き取り可能となった9月28日、コアを抜き出したところ、その中に木片を発見したことから工事を中断し、その時点で57本の改良コラムが施工済みとなっております。

11ページを御覧ください。今後の対策及び施工方法についてであります。

既に設置した改良コラム57本の隣りに、新たに改良コラムを増し打ちすることとしております。

右上に凡例を記載しておりますが、薄いピンク色と水色は既に施工した改良コラムを示しており、濃い赤と青色は新規のコラムで、これらを既製改良コラムの隣に施工するものであります。

新たに設置する改良コラムのセメント量につきましては、プール槽下及びプールサイド下全て1立方メートル当たり50キログラム増加し、それぞれを400キログラム、350キログラムに変更し、1本1本の強度を高め、計算上全体として必要な地盤改良を行いたいと考えております。

次に、工程について説明いたします。12ページをご覧ください。

上段は当初の工程計画であります。来シーズンに間に合うよう完成は来年6月末でありましたが、下段の変更工程計画案では来年10月末の完成としております。

残念ながら、来シーズンもプールが使用できなくなり、新しいプールでと楽しみにされていた学校関係者、生徒、保護者の皆様には誠に申し訳なく思っているところであります。

内容につきましては、9月28日から休止しております柱状改良工事、基礎工事の施工時期が冬期施工となり、施工が難しいこと、また除雪などの経費が嵩むことから、雪解けを待つて来年3月中旬から再開したいと考えております。

次に、今回の補正予算と継続費の変更について説明いたします。

13ページを御覧ください。左側の設計の変更案についてであります。

はじめに、工事費についてです。「建築工事」の増額分ですが、「柱状改良工事」が改良コラムのセメント量の増、改良コラム本数の増から1千776万1千958円、「基礎工事」は改良コラムの設置箇所を増により底盤コンクリート等の変更に伴い226万7千133円、「共通仮設費」が54万7千089円、「現場管理費」が28

6万9千119円、「一般管理費」が257万3千2円、消費税込みの建築工事は2千809万9千765円になります。「設備工事」については、工期が延びることによる「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費」の増で40万1千760円、二つの工事費の増額分の合計では2千850万2千円となります。

次に、委託関係になります。改良コラムを増し打ちすることから、「構造計算」が必要となったため、新たに131万4千360円の増額となっております。

「設計監理費」は10万1千520円の増、「工事監理費」は33万6千960円の増、これらは工事費の増額に伴うものであります。委託料の増額分の合計は、175万3千円であります。

その下の太枠を御覧ください。工事費と委託料の設計額の増額が3千25万5千円になりますが、予算残額が1千213万円であるため、差引1千812万5千円が予算増加分となります。

次に右側の上段、継続費の年度割表についてであります。

工事費計①全体変更前の継続費2億5千318万9千円に1千669万4千円増額し、変更後の額を2億6千988万3千円とするものであります。

また、委託料計②の変更前555万9千円に12万円増額し、567万9千円とするもので、合計では変更前2億5千874万8千円に1千681万4千円増額し、変更後の額を2億7千556万2千円とするものであります。

また、30年度と31年度の年度割りも変更するものであります。各年度の年度割りについて一番下の合計欄で説明いたします。平成30年度については変更前8千538万8千円から3千662万6千円減額し、変更後の額を4千876万2千円、平成31年度については変更前1億7千336万に5千344万円増額し、2億2千680万円とするものであります。

年度割りを平成30年度分を減額して平成31年度分を増額する理由といたしましては、9月29日に工事を中断し、来年3月中旬に工事を再開する予定であるため、当初予定していた平成30年度分の工程が平成31年度に大幅にずれ込むことと、地盤改良工事の変更に伴う工事費等の増額によるものです。

次に、12月の補正額について説明いたします。表の左側の項目「プール改築工事平成30年単年」分の補正額の欄を御覧ください。「構造計算等委託費」131万5千円の予算措置をお願いするものであります。これは先ほども申し上げましたが、改

良コラムを増し打ちすることから、構造計算が必要となったものであります。その下段の「プール改築工事の継続費」分になります。建築工事費が3千546万5千円の減額、設備工事費が33万円の減額、工事費計で3千579万5千円の減額となります。次に委託費になります。設計監理委託費が16万9千円の減額、工事監理委託費が66万2千円の減額、委託費計で83万1千円の減額となります。継続費全体としましては、3千662万6千円の減額、合計で3千531万1千円の減額補正となります。

その下の表を御覧ください。継続費の増加額が1千681万4千円、構造計算等委託費が131万5千円、合計で1千812万9千円の事業費の増となります。左側の表の予算増加分が1千812万5千円で4千円のずれがありますが、これは予算を各項目に振り分ける際の端数処理に伴うものでありますので、御了承願います。

また、この増額分については、総事業費3億4千750万円の範囲内で賄う方針です。

次に、資料ナンバー4-1の「主な事業の説明書」を御覧願います。1ページをお開きください。

平成30年度分の補正前の額1億418万2千円に3千531万1千円減額補正し、補正後の額を6千887万1千円とするものであります。

財源内訳は、国庫支出金が1千420万5千円の減額、市債が2千010万円の減額、一般財源が100万6千円の減額となります。

「4. アクト」の記載内容については、先ほど申し上げましたとおりであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の程、お願い申し上げます。

○委員長（小松栄治） はい。ありがとうございました。申し遅れましたけれども、建築関係につきまして参考でありますけれども、建築住宅課の讃岐さんも来ておられますので、大変紹介遅れましたけれども、よろしくお願ひ申しあげたいと思います。

讃岐さん、よろしくお願ひいたします。

讃岐さん、このことについて補足関係あったら説明。

○建築住宅課長（讃岐敬司） 特にありません。

○委員長（小松栄治） それじゃ、皆さんから質問ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員（大山利吉） あど、もし、雪が消えた時にでも業者から話聞いてでもいいし、あんた方の判断でもいいし、この時が一番見たらいいよっていう、工事施工中にこの瞬間この時は見た方がいいかなといった時があったら委員長さ教えてくれ。

○建築住宅課長（讃岐敬司） くい工事中に丁寧にやりたいと思っておりますので、軌道にのったところで一度見ていただけたらと思います。

○委員長（小松栄治） はい。ありがとうございます。なお、くい工事の方で、今みたいがいい方法でやっていただければなと思います。ただし、予算も大変かかり増しするようなので、我々は駐車場も犠牲にした感じで、それは議員みんな思っております。できればやっていただければなあと思っています。くい打ち関係も、たいしたい方法でやるようでありますけれども、もう少し方法の中で予算が削られるようならばどうか工夫してくださるようお願い申し上げたいと思います。

○建築住宅課長（讃岐敬司） 協議しながら進めたいと思っております。

○委員長（小松栄治） なお、設計屋さんとあなた方と、それから現場の方と、構造計算の松塚さんと、それから施工する業者、ようするにくい打ちする業者と調査する人と協議会を立ち上げなければ、これから1人か2人くらいの業者のあれで決められる問題でないので、もっといい方法があればの話だ。よろしくようお願い申し上げたいと思います。他にありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） 討論なしと認め、これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決するべきと決しました。続いて、請願第9号「四ツ屋公民館の建て替えに関する請願」を議題といたします。

本件に関して、意見や質問はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） ありませんか。ちょっと暫時休憩いたします。

（ 休 憩 午後 3時05分 ）

（ 再 開 午後 3時15分 ）

○委員長（小松栄治） 休憩前に続き会議を再開いたします。

請願第9号は、趣旨採択の意見がございます。将来にわたって体育館の耐震補強とその他の建物については営繕改修が必要だとの意見もございます。よって、この件に関しましては、趣旨採択ということでどうでしょうか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） ご異議なしと認め、本件は趣旨採択とすることに決しました。

ここで、職員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

（ 休 憩 午後 3時20分 ）

（ 再 開 午後 3時30分 ）

○委員長（小松栄治） 休憩前に引き続き、会議を開きます。はじめに、加藤健康福祉部長より、ご挨拶をお願いいたします。

○健康福祉部長（加藤実） 本日の常任委員会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

師走に入り、皆様におかれましては、忙しい毎日をお過ごしのことと存じます。

おととい土曜日には、「医療と健康を考える集い」を開催させていただきましたが、教育福祉常任委員会の皆様にもご多忙中のところ、ご出席を賜りまして、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。当日は、今シーズン初の積雪という悪天候の中、毎年の実績により、100名ほどの参加者と想定しておりましたが、お陰様で、予想を大きく上回る220人の参加となり、盛会に終えることができました。昨今の健康に対する関心の高まりを強く感じた次第であります。

現在、厳しい財政事情の中で、当初予算編成を行っているところですが、このような市民のニーズを的確に捉えて、健康福祉部では、「知識よりも知恵を出せ」という、安藤百福の言葉をスローガンに、メリハリのある予算を目指して、努力して参りたいと考えております。

さて、本日の常任委員会でございますが、健康福祉部所管の付託案件は補正予算案であります。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上であります。

○委員長（小松栄治） はい。ありがとうございます。それでは審査に入ります。

議案第147号「平成30年度大仙市一般会計補正予算（第6号）」のうち、健康福祉部所管の予算について、議題といたします。

当局の説明を求めます。はじめに、佐々木子ども支援課長。

○子ども支援課長（佐々木孝雄） 議案第147号「平成30年度大仙市一般会計補正予算(第6号)」のうち子ども支援課所管の補正予算についてご説明申し上げます。資料No.3の補正予算書（12月補正②）は11ページとなっております。事業説明書はございません。

3款2項3目54事業 保育所等施設型給付費返還金は、補正額1千262万1千円で、平成29年度保育所等施設型給付費負担金の精算に伴う返還金の補正をお願いするものであります。

保育所等施設型給付費負担金は、保育所等の運営に要する費用を国1/2、県と市町村がそれぞれ1/4を負担するもので、児童一人当たりの保育単価や各種の加算金を積み上げて算出されるものであります。この負担金の精算につきましては、入所児童数の変更や各種加算の適否に基づき国・県への実績報告を行い、例年この時期に前年度分の負担金の額が確定するものであります。

今回は、実績額を上回って国・県から交付された分を返還するもので、返還金の内訳は、国庫分841万4千円、県費分420万7千円で、財源は、全て一般財源であります。なお、実際に運営費として各施設に交付された施設型給付費につきましては、会計年度内において精算が終了しております。

以上で子ども支援課所管の補正予算についての説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願いいたします。

○委員長（小松栄治） はい、ありがとうございました。説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方、お願いいたします。ありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） なければ質疑を終結いたします。

次に、佐々木健康増進センター所長。

○健康増進センター所長（佐々木月野） 引き続きまして、平成30年度大仙市一般会計補正予算の健康増進センター所管についてご説明申し上げます。

資料NO.3「平成30年度大仙市補正予算」は12ページ。資料NO.3-1主な事業の説明書の4ページをもとに説明させていただきます。

4款1項6目10事業 保健事業費237万6千円の補正につきましては、新たに運用する健康管理システムの改修のための必要経費に係わる補正をお願いするものでございます。1の事業の目的としましては、健康増進法に基づき、健診受診体制等を

整備し市民の健康増進を図るものです。2の実績につきましては記載のとおりとなっております。3の課題につきましてはですが、各世帯に健診に関する案内等の配付を行っている健康推進員の高齢化や後任者の確保が困難になってきているという現状があります。そのことにより、4の今後の方向性といたしまして、一つ目は、これまで健康推進員による健診案内等の配付を平成31年度より郵送にし、また、健康推進員制度を廃止するとともに、新たに地域における健康づくりのための人材育成事業を開始します。この事業につきましては、後の当初予算に関する常任委員会等でご説明させていただきたいと考えております。2つ目として、これまで年度毎に全ての健診対象者におこなっていた健診申込みを、一度市の健診申込みをすれば、次年度以降は自動的に受診案内が送付される「登録制度」に変更することとし、個人の健診申込みデータが健康管理システムに経年保存されます。それに伴い、健康管理システムの改修が必要となってきます。このシステム改修により、事務の効率化が図られるとともに、関連費用の削減が見込まれ、削減見込み額は年間209万6千円となっております。

以上、健康増進センター所管分の補正予算につきまして、説明を申し上げます。

よろしく審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小松栄治） はい、ありがとうございます。説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

○委員（挽野利恵） このシステムを導入することによって、31年度からってなるんですか、この健康推進員補助費が不要となるってことでいいんですか？

○健康増進センター所長（佐々木月野） 健康推進員を廃止し、通知等はすべて郵送にいたします。それで削減を図りながら、更に健康推進員に代わるいろんな人材育成等を実施していくという計画としております。

○委員（挽野利恵） すみません。あの、読解力がなくて、ありがとうございます。

○委員長（小松栄治） 他に質疑ありませんか。はい。小笠原さん。

○委員（小笠原昌作） その健康推進員を廃止するってことは、やっぱり、いればだめなんだが？

○健康増進センター所長（佐々木月野） ここ何年も前から健康推進員の高齢化とか、町内の中でなかなか後継者が見つからずに困っているという課題がずっと続いてきたわけなんですけれども、それと並行しながら、健診の登録制度っていうのが出てきましたので、それを実施するとともに健康推進員の方の縮減を図ったということでした。

○委員（小笠原昌作） 分かりました。それから、もう一つですけれども、たとえば、市でいろんな健診やるわけですよ。事業所は、いろいろ事業団とか医療機関とかでやっているわけですが、こういうシステムっていうのを、たとえば私なら私の一貫性として全部出せるようになってるもんだしか？この場合は。

○健康増進センター所長（佐々木月野） このシステムは今のところは市の検診対象者の検診結果データとか、そちらの方の範囲でしかこれには入っておらないです。他の職域関係の方は、結果等は入っておりません。

○委員（小笠原昌作） 勤めている人とか関係なくして、市民全体のそれはどうなっているの？データは。

○健康増進センター所長（佐々木月野） その他の人はちゃんとシステムには入っておりますが、検診結果、どこで受診したとか、まず、市の検診を受けた方のデータということの範囲になっております。

○委員（小笠原昌作） 市のやずは、だいたい入ってるんだしか？

○健康増進センター所長（佐々木月野） はい。入っております。

○委員長（小松栄治） いいですか？他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、討論及び採択につきましては、この後、健康福祉部所管の陳情について審査したのち、教育委員会の職員を入室させてから、一括して行います。

次に陳情第9号「臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書」を議題といたします。本件に関しては、先日、所管事務調査を行っておりますが、意見や質疑等がございましたらお願いします。

○委員長（小松栄治） ありませんか。今までこの件に関しましては、継続審査としておりました。暫時休憩いたします。

（ 休 憩 午後 3時45分 ）

（ 再 開 午後 3時48分 ）

○委員長（小松栄治） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

皆様から意見がでましたけれども、この件につき、採決いたします。

反対という意見が多くありましたので、反対ということで採決させていただきます。どうでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長(小松栄治) 本件は不採択と決しました。

続きまして、陳情第15号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善と大幅増員のため国に対し意見書の提出を求める陳情」を議題といたします。

本件に関して、意見や質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小松栄治) なければ、採択いたします。陳情第15号は、採択することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小松栄治) ご異議なしと認め、本件は採択とすることに決しました。

ただいま、陳情第15号が採択されましたので、会議規則第14条第2項の規定により、委員長名で議長に意見書案を提出いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小松栄治) ご異議ありませんので、委員長名で議長に意見書案を提出することに決しました。

事務局から意見書案を配布させます。

(事務局で意見書案を配布)

○委員長(小松栄治) ただいま配布いたしました意見書案は、陳情者から提出された案を、事務局で作成したものです。ただいまお配りいたしました意見書案について、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小松栄治) ご異議ありませんので、この意見書案を議長に提出することに決しました。

次に、陳情第16号「介護労働者の労働環境及び処遇の改善を求める陳情」を議題といたします。

本件に関しまして、質疑及びご意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小松栄治) なければ、採択いたします。陳情第16号は、採択することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小松栄治) ご異議なしと認め、本件は採択とすることに決しました。

ただいま、陳情第16号が採択されましたので、会議規則第14条第2項の規定により、委員長名で議長に意見書案を提出いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小松栄治) ご異議ありませんので、委員長名で議長に意見書案を提出することに決しました。

事務局から意見書案を配布させます。

(事務局で意見書案を配布)

○委員長(小松栄治) ただいま配布いたしました意見書案は、陳情者から提出された案を、事務局で作成したものです。ただいまお配りいたしました意見書案について、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小松栄治) ご異議ございませんので、この意見書案を議長に提出することに決しました。

次に、陳情第17号「看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設のため国に対し意見書を求める陳情書」を議題といたします。

本件につきまして、意見や質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小松栄治) なければ採択いたします。

陳情第17号は、採択することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小松栄治) ご異議なしと認め、本件は採択することに決しました。

ただいま、陳情第17号が採択されましたので、会議規則第14条第2項の規定により、委員長名で議長に意見書案を提出いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小松栄治) ご異議ありませんので、委員長名で議長に意見書案を提出することに決しました。

事務局から意見書案を配布させます。

(事務局で意見書案を配布)

○委員長（小松栄治） ただいま配布いたしました意見書案は、陳情者から提出された案を、事務局で作成したものです。ただいまお配りいたしました意見書案について、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（小松栄治） ないようですので、この意見書案を議長に提出することに決しました。

次に、陳情第19号「介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を国に求める陳情書」を議題といたします。

本件に関して、意見や質疑はありませんか。

はい。高橋さん。

○委員（高橋幸晴） 介護保険制度の改善ってあるども、大変難しい問題であると思う。介護従事者の処遇改善はいいごどだど思うども、介護保険制度の改善まで書かれているから。

○委員長（小松栄治） あどねが。藤田さん。

○委員（藤田和久） これはしよ。介護保険制度の保険外し的なものが3回続いたんだしよ。だから国民の間から、これじゃ介護保険じゃないんじゃないかという声が高まって介護保険制度を少しでも改善してほしいという要望なんです。たとえば、今、1、2なんかは外されて、市でやってるでしょ。自治体で。介護保険から外されて。それから特養なんかも3以下は原則利用できなくなってるんしな。そういう風に保険から外されてきてる。どんどん。そういう意味で介護保険制度の改善とのせてるんだと思います。そこをご理解していただきたいと思います。

○委員長（小松栄治） 暫時、休憩します。

(休 憩 午後 4時05分)

(再 開 午後 4時10分)

○委員長（小松栄治） 会議を、再開します。

本件につきまして、採決をしたいと思いますので、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手1名あり)

○委員長（小松栄治） 賛成少数でありますので、よって本件は、不採択とすべきものと決しました。

ここで、職員入れ替えのため、一旦休憩いたします。

（ 休 憩 午後 4時15分 ）

（ 再 開 午後 4時20分 ）

○委員長（小松栄治） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、議案第147号「平成30年度大仙市一般会計補正予算（第6号）」について、討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。ここで、職員退出のため、一旦休憩いたします。

（ 休 憩 午後 4時23分 ）

（ 再 開 午後 4時25分 ）

○委員長（小松栄治） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、所管事務に係る閉会中の継続審査及び調査に関する件についてお諮りします。

お手元に配付しております件につきましては、議長に対し、閉会中の継続審査及び調査の申し出をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） ご異議ないようですので、そのように決定いたしたいと思えます。

以上で、当委員会に審査付託となりました議案の審査は、終了いたしました。なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思えますが、ご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

この際、委員の皆様から何かございましたら、お願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（小松栄治） これをもちまして、教育福祉常任委員会を閉会いたします。
大変ご苦勞様でした。

(閉 会 午後 4時30分)

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

教育福祉常任委員会委員長